

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)

第一条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/> 第十條 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。<br/> 「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/> 第十條 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十一項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>  |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)

第二条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>第十條 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。<br/>「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>第十條 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」<br/>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十一項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>  |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)

第三条 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた  
めの基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p style="text-align: center;">(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p style="text-align: center;">(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>   |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>       第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。<br/>       「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二十四項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>       第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」<br/>       「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二十一項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |

(信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正)

第五条 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件(平成十八年金融庁告示第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕九 略〕</p> <p>九の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第九号の二において同じ。）</p> <p>〔十〕三十五 略〕</p> <p>三十六 公益財団法人大阪産業局</p> <p>〔三十七〕四十一 略〕</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕九 略〕</p> <p>九の二 電子決済手段等取引業者</p> <p>〔十〕二十四 略〕</p> <p>二十五 公益財団法人大阪産業局</p> <p>〔二十六〕三十 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〕九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十〕三十五 同上〕</p> <p>三十六 公益財団法人大阪産業振興機構</p> <p>〔三十七〕四十一 同上〕</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一〕九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十〕二十四 同上〕</p> <p>二十五 公益財団法人大阪産業振興機構</p> <p>〔二十六〕三十 同上〕</p>  |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部  
改正)

第六条 信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件(平成十八年金融庁告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕十一 略〕</p> <p>十一の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第十一号の二において同じ。）</p> <p>〔十二〕二十九 略〕</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕十一 略〕</p> <p>十一の二 電子決済手段等取引業者</p> <p>〔十二〕三十 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十二〕二十九 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十二〕三十 同上〕</p>   |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正)

第七条 信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件(平成十八年金融庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p>   | <p style="text-align: center;">改正前</p>  |
| <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第一条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p>   |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  | <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第二条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p> |

(中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正)

第八条 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件(平成十八年金融庁告示第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第一条第十一号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第二条第十一号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |

(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正)

第九条 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第三百三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>第十條 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。<br/>「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)<br/>第十條 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」<br/>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十一項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>  |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第十条 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十五 略〕</p> <p>七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、信用金庫連合会又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七十五 同上〕</p> <p>七十六 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「略」</p> | <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第十一条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁告示第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十五 略</p> <p>七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、銀行又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七十五 同上</p> <p>七十六 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「略」</p> | <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「同上」</p> |
|--|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正)

第十二条 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準(平成二十六年金融庁告示第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十五 略</p> <p>七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、最終指定親会社等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 中央清算機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七十五 同上</p> <p>七十六 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 中央清算機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<br/>     第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて<br/>     同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振<br/>     替を業として行う者</p> <p>七十七 「略」</p> | <p>株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<br/>     第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて<br/>     同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振<br/>     替を業として行う者</p> <p>七十七 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正)

第十三条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成二十六年金融庁告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十五 略</p> <p>七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、銀行持株会社又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七十五 同上</p> <p>七十六 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、「振替機関（社債、株式等の</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「略」</p> | <p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第<br/>二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。）<br/>その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と<br/>して行う者</p> <p>七十七 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |